

## 栃木市マンション管理計画認定制度実施要領

### 第1 趣旨

この要領は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）の規定に基づく管理計画の認定に当たり、法、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令（平成13年政令第238号。以下「政令」という。）及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 定義

この要領における用語の意義は、法、政令及び省令の例による。

### 第3 市長が必要と認める書類等

省令第1条の2第1項に規定する計画作成都道府県知事等が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) マンション管理適正化推進センターが作成した法第5条の4各号に掲げる基準に適合している旨の事前確認適合証
- (2) その他市長が必要と認める書類

### 第4 認定しない旨の通知

1 市長は、法第5条の3第1項の規定による認定の申請（以下「認定の申請」という。）があった場合において、当該申請に係る管理計画が法第5条の4各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、認定しない旨を当該申請者に通知するものとする。

2 1の規定による通知は、管理計画を認定しない旨の通知書（別記様式第1号）により行うものとする。

### 第5 認定の申請の取り下げ

認定の申請をした者は、認定を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、取下申出書（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。

#### 第6 認定の更新への準用

第4及び第5の規定は、法第5条の6第1項の認定の更新について準用する。この場合において、第4の1中「法第5条の3第1項の規定による認定の申請（以下「認定の申請」という。）」とあるのは「法第5条の6第2項において準用する法第5条の3第1項の規定による認定の更新の申請（以下「認定の更新の申請」という。）」と、「法第5条の4各号」とあるのは「法第5条の6第2項において準用する法第5条の4各号」と、第5中「認定の申請」とあるのは「認定の更新の申請」と、「認定を受ける前」とあるのは「認定の更新を受ける前」と読み替えるものとする。

#### 第7 認定を受けた管理計画の変更への準用

第4及び第5の規定は、法第5条の7第1項の認定について準用する。この場合において、第4の1中「法第5条の3第1項」とあるのは「法第5条の7第1項」と、「法第5条の4各号」とあるのは「法第5条の7第2項において準用する法第5条の4各号」と読み替えるものとする。

#### 第8 報告の徴収

認定管理者等は、法第5条の8の規定により報告を求められた場合には、管理の状況に係る報告書（別記様式第3号）に市長が必要と認める図書を添えて、市長に提出しなければならない。

#### 第9 改善命令

法第5条の9の規定により、認定管理者等に対し改善に必要な措置を命ずるときは、認定管理計画に従って管理計画認定マンションの管理を行っていないと認める日から1年以内の期限を定めて、改善命令書（別記様式第4号）によ

り行うものとする。

#### 第10 管理を取りやめる旨の申出

認定管理者等は、認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめるときは、遅滞なく、管理を取りやめる旨の申出書（別記様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 認定通知書（変更の認定を受けた者にあつては、認定通知書及び変更認定通知書）
- (2) 当該申出について決議した集会の議事録の写し

#### 第11 認定の取消し

市長は、法第5条の10第1項の規定により認定を取り消したときは、認定取消通知書（別記様式第6号）により認定管理者等に通知するものとする。

#### 第12 その他

この要領に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、令和6年10月 1日から実施する。